

改正後の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の手引 (令和7年3月31日版)

1 本法の目的

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「本法」という。）は、我が国又は外国における違法な森林の伐採及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的としています。

本法は、違法伐採木材の流通を取り締まるのではなく、木材関連事業者による、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）その他の措置の実施を通じて、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するものです。

2 本法の施行により求められること

これまで我が国では、違法伐採対策として、国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成12年法律第100号。）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年3月9日環境省告示第11号。）を改定するとともに、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）を作成することにより、政府調達の対象となる木材・木材製品について合法性の証明を求めてきました。平成29年に本法が施行されたことで、政府調達のみならず、民間需要においても、全ての事業者が合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められることとなりました。こうした中、合法伐採木材等の流通及び利用を一層促進するために令和5年に本法が改正され、木材関連事業者は、本法に基づく登録の有無にかかわらず、国内に最初に木材等を流通させるに当たっては、当該木材等について合法性の確認等を行うとともに、その他の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるよう努めることが求められることとなります。

3 本法に基づく法令

本法に基づく法令は以下のとおりです。

- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和5年政令第342号。以下「政令」という。）
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「施行規則」という。）
- ・ 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号。以下「判断基準省令」という。）

- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令（令和6年農林水産省・経済産業省令第2号。以下「合法性確認省令」という。）
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき主務大臣が指定する者を定める件（令和6年農林水産省・経済産業省告示第3号。以下「告示」という。）

4 本法の対象とする木材等

本法の対象とする木材等は、「木材」及び「木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（以下「家具、紙等の物品」という。）」です。

(1) 施行規則等の関連規定

①「木材」（基本方針一の2）

以下のものが該当します。

- (ア) 素材
- (イ) 板材、角材及び円柱材
- (ウ) 単板、突き板及び構造用パネル
- (エ) (イ)、(ウ)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）
- (オ) のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない。）、チップ、小片

②「家具、紙等の物品」（施行規則第2条）

以下のものが該当します。

- (ア) 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの（以下「家具」という。）
- (イ) 木材パルプ
- (ウ) コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの
- (エ) フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
- (オ) 木質系セメント板
- (カ) サイディングボードのうち、木材を使用したもの
- (キ) 戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）
- (ク) (ア)～(キ)の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

なお、上記の「木材」及び「家具、紙等の物品」以外のものは、本法の対象とす

る木材等には含まれません。ただし、本法の対象とする木材等の範囲については、今後、本法の施行の状況等を踏まえて見直すこととしています。

また、令和7年3月31日までに譲り受けた木材等については、改正後の本法の規定は適用されません。

(2) 「木材」の詳細

(ア) 「素材」

丸太のほか、枝葉、根株、風倒木処理、林地残材(※)等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含みます。

※譲り渡す目的で収集する林地残材及び製材端材等並びにこれらを原料とする木材等も法の対象です。

(イ) 「板材、角材及び円柱材」

縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものや化学的又は物理的な処理によって、密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した改良木材が該当します。

(ウ) 「単板、突き板及び構造用パネル」

化粧ばり用単板、合板用単板、これに類する積層材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のものや構造用パネル(OSB)が該当します。

(エ) 「(イ)、(ウ)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等)」

合板やこれに類する積層材として、単板積層材、集成材、直交集成材、I型はりなどが該当します。

(オ) 「のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない。)、チップ、小片」

のこくず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、チップ状又は小片状の木材、木くずで材木として使用することができないもの、木毛及び木粉が該当します。

(3) 「家具、紙等の物品」の詳細

「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、家具及び戸については「主たる部材に木材を使用したもの」が対象となります。「主たる部材」とは、家具・戸を構成する部材の中で主要なものを指しており、ダボなどの部品は含まれません(更なる詳細については別途公表している「『合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律』に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン」を御確認ください。)

また、フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象となります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護

を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。なお、対象となるフローリングについては、突板等基材以外の部分についても、本法の対象となります。

「(ア)～(キ)の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもの」とは、例えば、椅子の座面、机の天板、棚の棚板などの部材や、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用紙等の材料となる木材パルプが該当します。

(4) 一度使用されたもの等 (本法第2条)

本法では、「木材」について、「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く」こととしており、また、「家具、紙等の物品」について、「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」こととしています。

このため、建築廃材を含む産業廃棄物、リサイクル家具、古紙等やこれらを材料とする木材は、本法の対象とする木材等には含まれません。

5 素材生産販売事業者及び木材関連事業者

本法において、以下のとおり規定されています。

(1) 素材生産販売事業者 (本法第2条)

自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業を行う者を指します。素材の販売又は販売の委託を行わず、樹木の伐採のみを行う事業者は、本法の「素材生産販売事業者」には該当しません。

(2) 木材関連事業者 (本法第2条及び施行規則第3条)

以下の事業を行う者を指します。なお、消費者に対する木材等の販売をする事業者も木材関連事業者に含まれます。

- ・ 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業
- ・ 素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業
- ・ 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (※)
※4 (1) ① (ア) から (エ) 及び② (エ) から (キ) に掲げる物品を使用することが想定されます。
- ・ FIT・FIP 認定事業者が木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業

また、木材関連事業者が行う事業は、サプライチェーンの最上流に位置し、国内で最初に木材等を流通させる第一種木材関連事業と、それ以外の第二種木材関連事業に区分されます。

① 第一種木材関連事業には、以下の事業が該当します。

(ア) 素材生産販売事業者からの素材の譲受け又は譲渡しの受託（以下「譲受

け等」という。)

(例)

- ・ 素材生産販売事業者から素材を購入する事業
- ・ 素材生産販売事業者から素材の販売を受託する事業

(イ) 外国において本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業を営む者からの木材等の譲受け等

(ウ) 自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の加工

(例) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者

② 第二種木材関連事業には、木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものが該当します。

(例)

- ・ 第一種木材関連事業者から譲り受けた木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業

6 第一種木材関連事業に係る義務規定

(1) 原材料情報の収集等及び合法性の確認（本法第6条、政令、合法性確認省令第1条及び告示）

木材関連事業者が5（2）①の第一種木材関連事業を行う際は、事業で扱う木材等について原材料情報の収集又は整理（以下「収集等」という。）をし、合法性の確認をする必要があります。

① 原材料情報の収集等

原材料情報とは、事業で扱う木材等の原材料である樹木についての以下の情報を指します。

(ア) 樹種

取引において通常用いている名称。

（国産材については、伐採造林届出書に記載されている樹種等、輸入材については、ベイマツ、ユーカリ等の樹種を記載。）

(イ) 伐採された地域

国産の樹木については、国内産である旨か、都道府県名、市町村名又はその他一般に知られている地名のいずれか。国外産の樹木については、産地である国又は地域名。

(ウ) 違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報（以下「証明書」という。）（書面または電磁的記録として収集する必要があることに留意。）

(例)

- ・ 伐採造林届出書の写し
- ・ 原産国の政府機関により発行された伐採許可証等の写し
- ・ 森林経営計画に係る認定書及び計画書の写し
- ・ 保安林内立木伐採許可証の写し
- ・ 市町村から発出された伐採造林届出書に係る適合通知書の写し

- ・ 森林認証制度に基づく木材に対する証明（告示に記載のある FSC、PEFC 又は SGEC に係る情報に限る。）の写し
- ・ 合法性ガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（告示に記載のある認定団体から認定を受けたものに限る）の写し

なお、原材料情報の整理とは、自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の加工を行う事業者が、既に所有している原材料情報を整理する行為を指します。

② 合法性の確認

原材料情報として複数の証明書等入手できるときには、信頼性等を踏まえより適当な証明書等を活用したり、原材料情報以外の情報を勘案する等、違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うことが重要です。このことから、①で収集等した原材料情報に加え、以下（ア）～（ウ）の情報を踏まえて、取り扱う木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）である、又は合法性確認木材等ではない木材等であることを判断します。

- （ア） 本法第 4 条に基づき国が提供する情報
- （イ） 素材生産販売事業者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績
- （ウ） その他の木材等の流通及び利用に関する情報

（2）記録の作成・保存（本法第 7 条及び合法性確認省令第 3～6 条）

（1）を行った木材等について、以下の情報についての記録を作成し、それらの記録を原則 5 年間保存する必要があります。ただし、記録の作成から他の木材関連事業者等へ譲渡しをするまでの期間が 5 年を超える場合は、当該譲渡しをするまでの期間保存します。

① 収集等をした原材料情報

（1）①（ア）～（ウ）の内容（ただし、ウについては当該情報のうち合法性の確認に関する部分のみ。）。木材等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理すること。

② 合法性の確認結果及びその理由

合法性の確認結果、その理由その他の区分に応じて、分類又は整理すること。

記録は、書面または電磁的記録により、基本的に事務所、工場、事業場又は倉庫（事務所等）ごとに作成します。ただし、主たる事務所等において一括して木材等を譲受けの上、記録を一括して保存している場合等、記録を保存している事務所等に照会することにより、記録を速やかに確認することができる場合は、主たる事務所等において一括して作成できます。

（3）情報の伝達（本法第 8 条並びに合法性確認省令第 7 条及び第 8 条）

他の木材関連事業者へ木材等の譲渡しをする場合は、（2）①のうち合法性の確認に用いた情報及び②のうち合法性の確認結果を、以下のいずれかの方法より伝達する必要があります。（2）①のうち合法性の確認に用いた情報について、「合法性の確認に用いた情報」と限定されているため、記録した（2）①の内容

そのものを伝達する必要はありませんが、少なくとも（１）①で収集等した樹種、伐採された地域及び証明書の内容等を伝達する必要があります。なお、（２）②のうち、合法性の確認結果の理由については伝達する必要はありません。

① 電子情報処理組織を使用する方法

（例）

- ・ 電子メール
- ・ ファックス
- ・ ウェブページ

② 電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

（例）

- ・ CD-ROM を交付

③ 譲渡しをする木材等に係る包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法

※①及び②については、取引相手がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができる方法にて伝達することとします。

（４）合法性確認木材等の量の報告（本法第 12 条並びに合法性確認省令第 9 条及び第 10 条）

第一種木材関連事業として譲受け等を行う木材等の総量が以下①の基準以上である木材関連事業者は、以下②～④のとおり毎年 1 回主務大臣に報告する必要があります。（１）～（３）とは異なり、第一種木材関連事業を行う全ての木材関連事業者に対する義務ではありません。

① 報告の基準

以下（ア）～（ウ）の区分ごとに基準が設定されています。

（ア） 国産の木材

各年度において譲受け等の総量が 3 万立方メートル

（イ） 国外産の木材

各年度において譲受け等の総量が 3 万立方メートル

（ウ） 国外産の家具、紙等の物品

各年度において、外国において本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業を営む者からの家具・紙等の物品の譲受け等の総量が 1 万 5 千トン

② 報告の対象

前年度（４月～３月）において第一種木材関連事業として譲受け等を行った木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量が報告対象となります。報告の基準を上回った区分だけではなく、（ア）～（ウ）全てを区分ごとに報告することが求められています。

③ 報告期限

毎年 6 月末日までの報告が求められています。

④ 報告先

報告の対象区分に応じ、以下の主務大臣へ報告することが求められています

す。

- ・ 国産又は国外産の木材（①（ア）及び（イ）） 農林水産大臣
- ・ 国外産の家具、紙等の物品（①（ウ）） 経済産業大臣
- ・ 木材及び国外産の家具、紙等 農林水産大臣及び経済産業大臣

7 素材生産販売事業者の義務規定（本法第9条）

6（1）②の合法性の確認が円滑に行われるよう、素材生産販売事業者は当該確認を行う木材関連事業者の求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供する必要があります。合法性の確認に資する情報とは、6（1）①（ア）～（ウ）のを指します。

8 指導、命令及び罰則等

（1）指導及び助言（本法第10条）

6（1）①、6（2）、6（3）及び7に関し、主務大臣が必要があると認めるときは、必要な指導及び助言の対象となります。

（2）勧告及び命令（本法第11条）

（1）による指導又は助言を受けた場合において、なお6（1）①、6（2）、6（3）又は7に違反し、又は違反するおそれがあると主務大臣が認めるときは、勧告の対象となります。勧告に従わなかった場合は、この旨の公表の対象となります。更に、公表された後において、なお、正当な理由がないにもかかわらずその勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置をとるべきとの命令の対象となります。

（3）罰則（本法第45条及び第48条）

（2）の命令に違反した場合は百万円以下の罰金の対象となります。なお、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が本法に基づく違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人又は人も罰則の対象となります。

9 第二種木材関連事業に係る努力義務規定

第二種木材関連事業を行う木材関連事業者は、以下の（1）から（3）を行うこととします。

（1）情報提供の依頼（本法第13条及び判断基準省令第3条）

譲受けした木材等の合法性の確認結果が取引相手から伝達されない場合には、6（3）の情報伝達を義務として行った木材関連事業者又は当該情報の伝達を受けた木材関連事業者に対し、当該情報の提供を依頼します。

（2）記録の作成及び情報の保存（本法第13条及び判断基準省令第5条）

6（3）に基づき伝達される情報又は以下（3）に基づき伝達される情報のうち、合法性の確認結果を記録し、当該記録を原則5年間保存します。ただし、記録の作成から他の木材関連事業者等へ譲渡しをするまでの期間が5年を超える場合は、当該譲渡しをするまでの期間保存します。

記録は、書面または電磁的記録により、基本的に事務所等ごとに作成します。

ただし、主たる事務所等において一括して木材等を譲受けの上、記録を一括して保存している場合等、記録を保存している事務所等に照会することにより、記録を速やかに確認することができるときは、主たる事務所等において一括して作成できます。

(3) 他の木材関連事業者への情報の伝達（本法第 13 条及び判断基準省令第 6 条）

他の木材関連事業者へ木材等の譲渡しをする場合は、当該木材等の合法性の確認結果を、以下のいずれかの方法より伝達します。

① 電子情報処理組織を使用する方法

(例)

- ・ 電子メール
- ・ ファックス
- ・ ウェブページ

② 電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(例)

- ・ CD-ROM を交付

③ 譲渡しをする木材等に係る包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法

※①及び②については、取引相手がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができる方法にて伝達することとします。

10 全ての木材関連事業者に対する努力義務規定

全ての木材関連事業者は、以下の（1）から（5）を行うこととします。

(1) 合法伐採木材等の利用を確保するための体制の整備（本法第 13 条及び判断基準省令第 2 条）

① 責任者の設置

木材関連事業者は、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者を設置すること。

② 取組方針の設定

第一種木材関連事業を行う木材関連事業者にあつては（1）①及び（2）から（5）の事項に関し、第二種木材関連事業を行う木材関連事業者にあつては 9 並びに（1）①及び（2）から（5）の事項に関し、合法伐採木材等の計画的な利用を確保するための取組方針を定めること。

(2) 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置（本法第 13 条及び判断基準省令第 3 条）

取引相手の選定に当たっては、以下の情報等を踏まえて選定します。

- ・ 国が提供する情報等
- ・ 取引相手との取引の実績
- ・ 取引相手が受けている登録、認証又は認定に関する情報

(3) 合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置（本法第 13 条及び判断基準省令第 4 条）

合法性確認木材等でない木材等を利用した場合には、それ以降に（2）における取引相手の選定を行うに当たっては、違法伐採に係る木材等でない蓋然性が高い木材等を優先的に利用できるような必要な措置を検討します。

また、違法伐採に係る木材等に該当する木材等の譲受け等をしたと認められるときは、取引相手の見直しその他の必要な措置を講じます。

(4) 消費者への情報の伝達（本法第 13 条及び判断基準省令第 6 条）

消費者へ木材等の譲渡しをする場合は、当該木材等の合法性の確認結果を 9（3）の方法により伝達します。他の木材関連事業者への伝達とは異なり、消費者への伝達については、当該確認結果が掲載されているウェブサイトのアドレス等及び当該ウェブサイトを開覧することにより当該確認結果を知ることができる旨を、9（3）の方法により伝達することもできます。

ウェブサイトのアドレス等には、二次元コードその他これに代わるものを含みます。

(5) その他合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項（本法第 13 条及び判断基準省令第 7 条）

12 の登録又はその他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する登録、認証若しくは認定を受けている木材関連事業者は、木材等を譲り渡すに当たり、当該木材関連事業者が受けている登録、認証又は認定に関する情報を、当該譲渡しの相手方に対し提供します。

1 1 報告及び立入検査（本法第 40 条）

以下の①、②に関し、本法の施行に必要な限度において、主務大臣への報告又は国の職員による事務所等への立入検査を求められることがあります。この規定に反したときは二十万円以下の罰金の対象となり、8（3）と同じく、法人の代表者等が本法に基づく違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人等も罰則の対象となります。

- ① 木材関連事業者による、6（1）から（3）の実施状況若しくは 9 又は 10 の実施状況
- ② 素材生産販売事業者による 7 の実施状況

1 2 木材関連事業者の登録（本法第 15～22 条、施行規則第 5～11 条）

合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、国に登録された登録実施機関に対して申請を行い、登録を受けることができます。登録された場合には、登録された事業者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者名、登録された事業内容、部門、木材等の種類等が公表されます。

また、登録をしようとするときは、あらかじめ、申請者は少なくとも毎年1回、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況について登録実施機関に報告を行うことや、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講じていること等について登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による確認に協力すること等の取り決めを行うこととなっています。

(1) 第一種木材関連事業を行う者の登録

国内市場における木材等の流通の最初の段階に位置し、合法性の確認を行う第一種木材関連事業を行う者が登録を受け、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずることが重要であるため、第一種木材関連事業を行う者は、第一種木材関連事業に係る全ての事業部門（事務所、工場、事業場である場合を含む。）及び当該部門に係る木材等の種類について、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずることにより登録を受けます。

(2) 第二種木材関連事業を行う者の登録

国内外の木材等のサプライチェーンの複雑さを考慮し、木材等の購入先が多岐にわたる場合が多い第二種木材関連事業を行う者は、第二種木材関連事業に係る事業部門（事務所、工場、事業所である場合も含む。）や木材等の種類を限定して登録を受けることもできます。

(3) 名称の使用

登録を受けた第一種木材関連事業を行う者は「第一種登録木材関連事業者」という名称を、登録を受けた第二種木材関連事業を行う者は「第二種登録木材関連事業者」という名称を用いることができます。これらの名称を用いる場合には、登録された事業の範囲について誤解を招く恐れがないように適切な名称の使用が必要となります。登録を行っていないにもかかわらずこれらの名称を用いた場合や、登録を行っていても適切な名称の使用ができていない場合には、罰則や登録の取り消しの対象となります。

(4) 登録の取消

登録実施機関は、登録木材関連事業者が以下のいずれかに該当するときは、登録の取消を行うことができます。登録の取消を行おうとするときは、その1週間前までに当該登録木材関連事業者にその旨を通知し、弁明の機会を設ける必要があります。

- ① 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に行っていないとき。本法の規定により罰金以上の刑に処せられたとき。
- ② 当該登録木材関連事業者が法人である場合において、その役員のうち本法の規定により罰金以上の刑に処せられた者がいるとき。
- ③ 「登録木材関連事業者」という名称を本法の規定に反して使用したとき。
- ④ 不正の手段により登録又はその更新を受けたとき。

1 3 登録実施機関（本法第 23～37 条、施行規則第 12～21 条）

登録実施機関とは、木材関連事業者の登録の実施に関する事務（以下「登録実施事務」という。）を行う者を指します。登録実施機関になろうとする者は国に申請を行い、国は本法に定められている要件を満たすことを審査し、当該機関を登録します。

（1）登録実施事務の位置づけ

登録実施機関が行う登録実施事務は、登録を申請した事業者が、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に実行できるかどうかについて、書類により確認を行い、必要があれば質問その他の方法による確認を経て、登録の可否を判断するものです¹。

（2）登録実施機関の要件

本法において、登録実施機関に関する要件は、以下のとおりです。

- ① 以下のいずれかに該当する者ではないこと。
 - ・ 本法又は本法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終了した又は執行後 2 年を経過しない者。
 - ・ 登録実施機関の登録取り消し後 2 年を経過しない者。
- ② 国際標準化機構等が定めた「製品、手続き及びサービスの認証」を行う機関に関する基準に適合すること、その他登録実施事務を適正に実施することができることと認められること。
- ③ 木材関連事業者に支配されていないこととして、以下のいずれかに該当しないこと。
 - ・ 株式会社であれば、木材関連事業者がその親法人であること。
 - ・ 申請者が木材関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間を含む。）であること。
 - ・ 申請者の役員に占める木材関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていること。

¹登録木材関連事業者が取り扱った合法伐採木材等に関して、結果的に違法伐採による木材等であることが判明した場合、合法性の確認は登録木材関連事業者が自らの責任の下で行うものであるため、登録実施機関がその責任を負うものではありません。